

## 令和元年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和元年9月12日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和元年9月12日 午前8時55分 委員長宣告
4. 審査事項
  1. 付託案件
    - 議案第55号 可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第56号 可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第73号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第69号 市道路線の廃止について
    - 議案第70号 市道路線の認定について
  2. 陳情
    - 陳情第8号 「日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書」の提出について
  3. 出資法人の経営状況説明書について
    - (1) 公益財団法人可児市体育連盟
    - (2) 公益財団法人可児市文化芸術振興財団
  4. 報告事項
    - (1) 可児市多文化共生推進計画の改定について
    - (2) 可児市人権施策推進指針の改定について
    - (3) (仮称) 可児市青少年健全育成指針の策定について
    - (4) 可児市環境基本計画の改定について
    - (5) 可児市子どもの読書活動推進計画(第4次)について
    - (6) 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係例規の改正について
    - (7) ダイセキ環境ソリューション運転開始について
    - (8) 自主運行バス再編の方針について
    - (9) リニア中央新幹線(大森工区)工事について
    - (10) 大森字奥山地内(櫛ヶ丘)開発事業について
  5. 協議事項
    - (1) 前期委員会からの引継ぎ事項及び今期委員会の調査研究課題について
    - (2) 行政視察について

5. 出席委員 (8名)

委員長	澤野伸	副委員長	中村悟
委員	伊藤健二	委員	酒井正司
委員	川上文浩	委員	伊藤壽
委員	渡辺仁美	委員	奥村新五

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

公益財団法人	可児市体育連盟	事務局長	村瀬雅也
公益財団法人	可児市文化芸術振興財団	事務局長	遠藤文彦

8. 説明のため出席した者の職氏名

文化スポーツ部長	杉山徳明	市民部長	杉山修
建設部長	丹羽克爾	水道部長	田中正規
文化スポーツ課長	各務則行	人づくり課長	桜井孝治
環境課長	西山浩幸	図書館長	渡辺英幸
都市計画課長	渡辺聡	土木課長	安藤重則
建築指導課長	吉田順彦	管理用地課長	只腰篤樹
上下水道料金課長	須田和博	水道課長	佐橋猛

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊左次敏宏	議会総務課長	梅田浩二
議会事務局書	下園芳明	議会事務局書	林桂太郎

○委員長（澤野 伸君） おはようございます。

定刻前ではございますけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてから御発言をお願いいたします。

それでは、第1. 付託案件、議案第55号 可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○土木課長（安藤重則君） おはようございます。

それでは、資料番号1の議案書、資料番号11の提出議案説明書及び本日お配りしました委員会資料として、A4横のカラー刷りになります自転車に関する道路構造令の改正という資料を御用意お願いします。

まずは、資料番号11の4ページをごらんください。

議案第55号 可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

条例改正の趣旨としましては、道路の技術的基準を定めた道路構造令の改正によりまして、新たに自転車通行帯の規定が設けられたことに伴い、条例を改正するものでございます。

続いて、委員会資料として、自転車に関する道路構造令の改正というA4版のカラー刷りの資料をお願いします。

中段の改正概要になりますが、この写真を見ていただきまして、右の写真の事例については、これは従来からある道路構造令に規定されている自転車道になります。こちらは、車道と歩道とを縁石、防護柵といった構造物により分離をして、自転車の専用道路として整備を行うものでございます。

対しまして、左の写真の事例が、今回改正により新たに規定された自転車通行帯となります。これは、車道に接する部分に、視認性を高めるためカラー舗装などを施工いたしまして、自転車の通行部分として区分をするものです。原則、自転車は車両となることから、車道部の左側を走行することになりますが、自転車の交通量が多い場合には、この自転車道もしくは自転車通行帯の必要性を判断した上で設置することとなります。

続きまして、資料番号1をお願いします。

改正箇所につきましては、33ページから37ページの下線部が今回改正した箇所になります。

主な改正につきましては、34ページの第8条の2になります。自転車通行帯の設置要件を規定する新設条項でございます。幅員は1.5メートル以上で、やむを得ない場合においては1メートルまで縮小できるものです。

また、35 ページの第9条においては、従来の自転車道の新たな設置要件といたしまして、設計速度が時速60キロメートル以上の道路とする規定を追加するものでございます。

施行日については条例の公布の日でございます。以上です。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第55号について質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（川上文浩君） この改正によって、対応の仕方なんですけれども、今後、道路改修をしたり、新設していく道路について進めていくのか、それとも既存のこの条件に当てはまる道路を、順次市道を改修していく方針なのか、こういった形になるのでしょうか。

○土木課長（安藤重則君） 今回の改正による基準、交通量が多いという定めがありますが、これについて、都市部の交通量に該当しておりまして、本市では余り交通量に対してそれほど該当するような路線はないということで、今すぐ具体的に自転車通行帯とかいうものを設置する考えはありません。

ただ、現在、通学路として自転車の中・高生の通学路線でふくそうしている部分については、今後、道路改良と拡幅といった全体計画の中で、自転車通行帯とか、そういった自転車通行に関する検討をしていきたいと思っております。

○委員（川上文浩君） そうなってくると、この改正にあわせて改良していこうとなると、やはり道路幅もそれほど一定している、可児市はちょっと片田舎の道路なので、なかなか難しいところはあると思うんですけれども、そういう場合は、必要であれば大幅な道路改良になるというようなことも想像できるわけですか。

自転車帯をつくることによって、大幅に用地を確保していったら、道路改修をしなくちゃいけないということにもなってくるということになりますかね。

○土木課長（安藤重則君） 今、計画の中で自転車歩行者道といった、自転車が通行できる歩道といった幅員が広目な歩道について、そういったところで計画をしていく路線もありますので、そういった自転車歩行者道を活用したりとか、あと現況計画の中で路肩幅員、広くとって計画していく路線もありますので、そういったところについては、自動車が停車する路肩部分について、それを活用しながらといった考えで、用地的にこれ以上計画の中で拡幅が必要になる用地幅を取得したりとか、そういったものは余り考えておりません。

○委員長（澤野 伸君） 他に御質疑は。

○委員（伊藤健二君） 今お話のあった路肩ですが、このいただいた絵でいうと、路肩という地は、この30センチほどかと、20センチほどかと思われる、ここの部分を指していますか。

○土木課長（安藤重則君） 車道部と自転車道にある歩車道境界ブロックの隣の車の絵の間にある部分が路肩となります。この路肩については、広いところでは1.5とか、そういった幅員があるところもありますので、そういったところで自転車通行帯というようなことも設置できるのかなというふうに考えております。

○委員長（澤野 伸君） 他に御質問はありますか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了させていただきます。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

御発言もないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議案第 55 号 可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第 55 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 56 号 可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（須田和博君） それでは、議案配付資料 1 の 38 ページ、及び議案配付資料 11 の 4 ページのほうをごらんください。

まず議案配付資料 11 の 4 ページのほうですが、改正趣旨としましては、工業標準化法が改正されたことに伴いまして条例を改正するものです。

改正内容につきましては、議案配付資料 1 の 38 ページのほうを見ていただきまして、こちらのほうに条例の表のほうも載っておりますが、条例の第 3 条、分担金の額についての表の中の日本工業規格という名称を日本産業規格に改めるものです。

施行日につきましては公布の日からとなります。

説明は以上です。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第 56 号についての質疑を行います。

質疑のある方。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

討論ありませんね。

発言ありませんので、これで討論を終結いたします。

これより議案第 56 号 可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第 56 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 73 号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○**建築指導課長（吉田順彦君）** 追加されました議案でございます。資料番号 22 の議案、資料番号 23 の提出議案説明書、それと本日の建設市民委員会資料 1 をごらんください。

議案第 73 号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正は、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律の改正及び工業標準化法の改正に伴うものでございます。

まず省エネのほうですが、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律の一部を改正する法律が令和元年 5 月 17 日に公布されました。今回の法改正は、住宅建築物の省エネ性能の一層の向上を図るため、住宅建築物の規模、用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を盛り込んだものでございます。その対策の一つとして、改正前からありました建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けることにより、容積率の制限が緩和される認定制度でございますが、今回の改正により、自他供給型熱源機器等を設け、複数建築物の連携による性能向上計画認定も可能となりました。

この複数建築物の連携によるエネルギー消費性能向上ですが、本日の建設市民委員会資料 1 をごらんください。

上段の（Ⅰ）（Ⅱ）が改正前の 1 棟ごとの認定でございます。中段・下段の（Ⅲ）から（Ⅵ）が今回の改正で可能となります複数建築物の認定で、（Ⅲ）にありますような A 棟に設けます自他供給型熱源機器等により、A 棟、B 棟、C 棟、こちらに熱源ですとか、電気ですとかを送ることによりまして、複数棟の性能向上計画を 1 申請で認定を受けるというものでございます。この場合の手数料ですが、資料番号 22 の議案の 3 ページ、4 ページ、こちらの備考欄のほうで、A 棟、B 棟、C 棟などの各棟ごとに算出した額を合計した額という形で決めました。

また、議案 1 ページ、2 ページの別表第 14 項第 3 号、第 4 号の法 31 条でございますが、これは、既に認定を受けた計画の変更申請の場合の定めでございます。

先ほどの建設市民委員会資料 1 の（Ⅱ）（Ⅳ）（Ⅴ）のように、既に認定を受けた計画の変更申請で、審査済みの建築物の変更に係る手数料は従来どおりでございますが、今回からの複数建築物の認定の変更で、下段右の（Ⅵ）のように、認定を受けた計画に、新たに審査されていない他の建築物が追加される場合の変更に係る手数料を、括弧書きで当初の申請と同額という形で決めました。

今回の改正による手数料の考え方としまして、従来 1 棟ごとの申請であったものが、複数建築物での申請が可能となったものであり、それぞれの建物の審査にかかる時間、内容につ

いては変わらないということで、建物ごとの金額の合計といたしました。国からも同様の考え方で合算の見解が示されています。岐阜県内の他の特定行政庁、限定特定行政庁ともに、同様の内容で9月の議会で上程予定と伺っています。

これ以外にも、今回の法改正のうち、2年以内に施行される項目で条例改正が必要になりますので、その部分につきましては令和3年3月の議会でお諮りさせていただく予定でございます。

次に、議案2ページ、最下段から3ページの別表第15項、第16項でございますが、工業標準化法が改正され、法律名が産業標準化法に変わりました。同時に、日本工業規格の名称が日本産業規格に変わりましたので、条例を改めるものでございます。

なお、条例の施行日ですが、今回の改正分は法律の公布から6カ月以内に施行であり、11月中旬ごろまでの施行となることから、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律の一部を改正する法律の施行日といたします。ただし、別表第15項及び第16項の改正規定は公布の日から施行とします。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第73号についての質疑を行います。

○委員（酒井正司君） ちょっと本題でなくて申しわけないですが、工業規格はJ I Sやね、ジャパン・インダストリアル・スタンダードやけど、今度のイニシャルというか、そういう呼称は何ですか。

○建築指導課長（吉田順彦君） そのまま変わらないという形で、J I S法という形で定まっている、そちらは変わっていません。

○委員（伊藤 壽君） 済みません、1ページと2ページで改正後、別表（第2条関係）の表中の14がありますよね。14と、この(4)というのは、どういうふうに違うわけですか。この(3)のところですか。

○建築指導課長（吉田順彦君） 1ページと2ページの(3)と(4)ということによろしいでしょうか。この部分に変更はしていないところでございますが、ちょっとお待ちいただけますか。

済みません、1ページの(3)の中段あたりからあります登録住宅性能評価機関、こちらのほうが審査をしてくれて、そのお墨つきがついて出てきたものは、うちのほうで審査をする部分は少ないです。安い金額という。全てうちのほうですと、(4)のほうで高い金額という違いでございます。

○委員（伊藤 壽君） 全て審査をされるという内容の違いは、もう少し踏み込んでお願いしたいと思いますが。

○建築指導課長（吉田順彦君） これは、民間でそういった専属で審査をする機関がございまして、ほかの長期優良住宅とかそういったものでも同じような定めになっておりますが、そちらが先に内容審査をして、この部分は審査済みですよという証明書をつけてくれた審査の場合は、うちのほうは内容に関する審査はなしで、そのまま表記してあることだけを確認するというような形になってきますので、かなり手数料としては安い金額になります。

○委員長（澤野 伸君） 他に御質疑はございますでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 済みません、頭がついていかないので、同じ質問を繰り返すことになって恐縮なんですけれど、従来と改正後の違いは、エネルギー性能が向上したから、変更と書いてあるA棟の手数料の変更というのは、料金が安くなるという理解をすればいいということでしょうか。まずは1点目。

○建築指導課長（吉田順彦君） これは大変見づらくて申しわけないんですけど、1棟ごとの金額は結局変わらない、それを今までは1申請で1建物という取り決めが、1申請で複数建物というのが可能になりましたので、複数の建物の金額を1棟ごとではじいた金額の合計額とするという定めでございます。

○委員（伊藤健二君） ということは、合計すれば料金は変わらないので、ただ、手続の段取りとか、手順の計算式が少し考え方を変えたということでもいいわけですね。

○建築指導課長（吉田順彦君） この複数棟を1申請ですという決めが前なかったものから、それが可能になったということで、その場合の手数料の考え方を定めたものでございます。

○委員（伊藤健二君） それはわかりました。それで、改正後の下のほうの3、4、5、6と例示がある中で、他の建築物（C棟）の扱いは、当初はCも含めて入っていたけど、変更の手続をしたときに、Cはどこにも該当していませんよね。つまり赤色に変色していませんよね。ということは、C棟については、この認定の対象から除外をしたということのをこれはあらわしているんですか。

そういうことを前提で、その都度ごと、変更するごとにもう一遍見直しをして、計算している。その結果としては、料金は変わらないんですか。

○建築指導課長（吉田順彦君） (5)のことでよろしいでしょうか。

(5)の申請につきましては、当初、A棟、B棟、C棟で申請しまして、そのうちA棟、B棟の申請内容が変わって、連携は3棟そのままなんですけれど、申請内容が変わったのがA棟、B棟のみ。結果、手数料はA棟の変更手数料とB棟の変更手数料の合計という形で見ていただきたいと思います。C棟は内容変更はなしで、3棟連携はそのままということでございます。以上でございます。

○委員（伊藤 壽君） 済みません、今の場合、条例の表現というのはどこになるわけですか。

○建築指導課長（吉田順彦君） 今の分につきましては、備考欄のほうですね。こちらのほうで、備考欄の合計で読むという形になってきます。それで、条例の分の表で同じような内容がいっぱい書いてあるものにつきましては、(6)のケースでございます。あとの分は全部備考欄のほうで読むという形になってきます。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、質疑を終了とさせていただきます。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

発言もありませんので、これで討論を終結いたします。

これより、議案第 73 号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 73 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 69 号 市道路線の廃止についてと議案第 70 号 市道路線の認定については一括議題とさせていただきます。

それでは執行部の説明を求めます。

○管理用地課長（只腰篤樹君） それでは、まず議案第 69 号の市道路線の廃止について御説明をいたします。

資料番号 1、53 ページ及び資料番号 11、議案説明書の 7 ページ、あわせて資料番号 16 の市道路線の廃止位置図をごらんください。

市道 2286 号線は、都市計画道路二野大森線の終点部に位置しており、平成 8 年に市道 56 号線として認定された路線と重なる道路です。位置図の市道 2286 号線の矢印の右側に、括弧書きで工事中とありますが市道 56 号線です。このたび市道 56 号線の工事が完成し、全線開通となるため、市道 2286 号線についてはその役割を終えたとし、廃止をするものです。本件については、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき上程をするものでございます。

廃止の範囲は、起点側、可児市大森字鳩討から終点側、同様大森字鳩討まででございます。続きまして、議案第 70 号の市道路線の認定について御説明をいたします。

資料番号 1 は次の 54 ページ、資料番号 11、議案説明書は同じく 7 ページ、あわせて資料番号 17 の市道路線の認定位置図をごらんください。

本路線は、二野工業団地の南側に位置する開発道路です。位置図の認定路線の矢印の先にあるのが市道 56 号線です。市道 56 号線の全線開通に伴い、団地への接続道路として新たに市道 2499 号線として認定をし、管理したいと考えております。本件については、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき上程をするものです。

認定の範囲は、起点側、可児市大森字奥洞から終点側、可児市二野字鍋煎までとなります。ここで 1 点訂正がございます。

議案説明の資料として配付をいたしました資料番号 17、位置図の認定路線の凡例の向きが逆になっておりました。正しくは、路線の下側、方位にして南側が丸印、路線の上側、方位にして北側が矢印でございます。訂正し、おわびをいたします。

説明は以上です。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第 69 号と議案第 70 号についての質疑を行います。

質疑のある方。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、質疑を終了いたします。

続きまして討論を行います。

[挙手する者なし]

発言もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第 69 号 市道路線の廃止についてと議案第 70 号 市道路線の認定についてを一括採決いたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第 69 号と議案第 70 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたくと存じますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。

○委員（伊藤健二君） 建設部の皆さんおそろいなので、ちょっと要望だけ伝えたいということで。

簡単なことなんです。市道広見土田線でしたけれども、草がぼうぼうに伸びてきておるんだけど、特に背丈の長いのがびよーんと車道の外側線のほうにまで垂れ下がってくるというか、成長して。それで、計画的に管理されているとは思んですけど、さっきの自転車道じゃないですけど、外側線上のところまで伸びているので、車道を走る正規の自転車が逃げていくということで、事故につながりかねないので、済みませんが、一度早目に点検して、出っ張っておるところだけ先に切除するなりして、対策をお願いします。よろしくお願いします。以上です。ごめんなさい。

○委員長（澤野 伸君） じゃあ、手配のほどよろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩とします。

休憩 午前 9 時 27 分

---

再開 午前 9 時 28 分

○委員長（澤野 伸君） それでは休憩を解きます。会議を続けさせていただきます。

陳情第 8 号 「日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書」の提出についてを議題といたします。

この陳情の取り扱いについて御意見を伺いたいと存じます。

御意見のある方。

○副委員長（中村 悟君） この陳情については、ちょっと陳情文書を読ませていただきましたが、細かいことは別にしまして、文章の中に、先住民族ということについて沖縄では議会で一度も議論されていないとか、県民はその危険性どころか存在すら気づいていないとか、あるいは、県民が何一つ関与していないところで、こういった問題が提起されたというか、ある活動した団体によってという言葉が出てまいりますので、こうした微妙な問題を、こういう状況のもとで議会のほうで取り扱うというのは大変ふさわしくないんじゃないかなというところで、今回は聞きおきということによろしいんじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（澤野 伸君） ただいま聞きおきという御発言がございましたが、他に御発言は。

○委員（伊藤健二君） 私も、聞きおきしかないだろうというふうに思います。内容は相当複雑で、いろいろな事実認定どうなのかという問題が出ますけど、この場でそれを検証する方法とか、手段を持ち得ませんので、内容は重要なことを提起しておるとは思いますけど、聞きおきという従来の取り扱い慣例に従うしか方法はないだろうと思います。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ただいま聞きおきという御発言が出ておりますが、陳情第8号については聞きおきとさせていただきますと存じますが、御異議のある方、よろしいですか、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、そのようにさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程の3に移らせていただきます。

出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。

本日は、参考人といたしまして公益財団法人可児市体育連盟事務局長 村瀬雅也さん、公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長 遠藤文彦さんに御出席を賜っております。

それでは、まず公益財団法人可児市体育連盟の経営状況説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（村瀬雅也君） では、皆さんおはようございます。御無沙汰しております。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の20番がお手元にあると思いますので、それに基づきまして御説明をさせていただきますので、お願いします。よろしいでしょうか。

では、1枚繰っていただきまして、1ページからでございます。

1ページから、まず平成30年度の事業報告がそこから出ております。体育連盟が1年間に実施した事業を、これは日付順にまとめております。ずうっと来まして、2ページのほうまでずうっと続いております。

3ページの下の方からは、指定管理者としての自主事業ということで、2ページ、3ページとそれぞれ記載がしてございます。

それで、主な内容については4ページから詳しく記載させていただいております。

4ページ、まず見ていただきますと、第37回可児市総合体育大会ということで記載して

ございます。4月22日日曜日でしたが、御来賓の方やら、加盟団体から200人の方に参加いただきまして開会式を行っております。その後、逐次種目ごとに大会をずうっと開催してまいりました。

それからその下、可茂地区体育大会、県民スポーツ大会について記載してございます。それぞれの開催概要は記載のとおりですが、5ページの上の段を見ていただきますと、県の総合順位が、平成30年度の順位が記載してございます。今回、残念ながら7位ということで、僅差ですが、昨年から順位を1つ落とした結果となっております。これは分析しておりますが、一つには、可児市が得意とする種目が雨で中止となったこととかが影響しているのかなあということを考えております。今年度も県民スポーツ大会、実は9月8日からやっておりますけれども、ことしはなかなか順調にやっておるということを聞いております。

それからその次、第61回の可児駅伝競走大会でございます。12月9日日曜日に、107チームの参加を得て行いました。またシティマラソンにつきましては、第37回となりますけれども、2月17日、参加者人数が2,044人ということで開催させていただきました。

次に6ページ、7ページにつきましては、会議関係のことが書いてございます。

全体に書かせていただいておりますが、今後も体育連盟では、競技スポーツ並びに生涯スポーツを通じて、「住みごこち一番・可児」の重点事業であります元気な地域社会づくりを推進すべく努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、決算のほうの報告をさせていただきます。

ページめくっていただいて、8ページになります。

平成30年度末現在の貸借対照表がまずございます。

資産、負債、正味財産の額は表のような状況でございますが、ちょっと二、三、説明させていただきますと、上から10行目ぐらいで、2の固定資産の中の基本財産の建物というのがございます。これは、体育連盟の財産でございます錬成館の建物がこれに該当するわけですが、これは計上の仕方が、昨年までは(3)のその他固定資産に計上しておったんですけれども、昨年、県の財団法人の関係の検査で指摘がございまして、こちらのほうで計上すべきということで場所がちょっと変わっております。その建物の増減がマイナス459万四千何がしとございますが、これは建物の減価償却分となります。

また、(3)のその他固定資産というのがありまして、そこに構築物ということが、前年度ゼロですが、ことし214万円ほど計上してございます。これは、昨年度可児市錬成館の中のトイレを改修しました。改修というか、価値を上げるような洋式便座にかえたりとか、いろんなそういったもので価値が上がった分についてはその他で計上しようということで、こういった形で出ているということで、昨年とは違いますので御案内します。

全体で前年度と比較しますと、正味財産などの合計は237万円ほどの減となっております。

8ページを終えまして、9ページをごらんいただけますでしょうか。

平成30年度における正味財産増減計算書になります。

一般正味財産増減の部の経常収益では、市の補助金が、見ていただきますと300万円ほど

減になっています。この原因は、前年度に柔道場の畳の入れかえを行ってありまして、その分が、平成 29 年度は多かった分が通常ベースに戻ったので減っているということが原因でございます。

また、受取補助金の中で、地区体協補助金 150 万円というのが前年度に比べて皆増しています。これは、可茂地区の体育協会及び可茂地区のスポーツ少年団の事務を県から可児市体育連盟に移管を受けています。その移管を受けた分の人件費としての補助金を受けて運営しているということで、平成 30 年度から変わった部分になります。

経常費用の事業費は、先ほどの畳の分で消耗什器備品費が 475 万円ほど減額し、経常費用の事業費は、若干 240 万円ほど減額という形になっております。

ページめくっていただきますと、10 ページは、計算書の管理費に当たる部分を書いてございます。

一番下のほうを見ていただきますと、正味財産の期末残高が書いてございますけれど、320 万円ほどの減額ということで、先ほどの貸借対照表の額と同じということになっております。

11 ページ以降につきましては、財産目録、それから財務諸表に対する注記、監査報告書になります。

13 ページを見ていただきますと、真ん中辺に 8 番、補助金の内訳並びに交付者の残高というのがございます。これが、当初の可児市からいただいております体育連盟に対する補助金が 4,600 万円ということでございます。

ページ戻って、9 ページにあります市の受取補助金が 4,364 万 6,000 円ということでなっておりますので、この差額の分を市に返却して精算しておるということでございますので、よろしく申し上げます。

私のほうからの説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（伊藤健二君） ちょっと教えてください。

貸借対照表の中で定期預金が 6,800 万円ございます。当年度も前年度も変わりません。右側の表の基本財産、経常収益の中の基本財産受取利息というのがあって、この 6,800 円も変わっていないんですけど、6,800 万円の預金と受取利息と書いてあるこの 6,800 円とは何か関連があるのでしょうか。

それともう一つは、下のほうの下っていくと、受取利息、雑収益のところがありますが、ここの金額は多少なりとも減って、金額が別表示なんですけど、これとの関係、受取利息が 2 カ所に出てくるけど、この基本財産受取利息というのを、ちょっと性格を教えてくださいんですけど。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（村瀬雅也君） 財産目録の 11 ページのところを見

ていただけますでしょうか。

流動資産の下に、固定資産の基本財産がございます。建物以外に定期預金が幾つか出ておりますが、この6,800万円というのは、それぞれペイオフ用に1,000万円ほどずつ、それぞれに各行にお預けしている分が基本財産としての預金です。基本財産としての預金以外に、通常の決済預金を、通常のやりとりをするための決済預金がございますので、それと分けているというふうに理解いただければと思います。

○委員（伊藤健二君） そうすると、この基本財産の6,800万円というのは、当然利息は入ってくるんですね。その利息は基本財産の受取利息で、これは6,800円だということで、ぴったり変わらないということなんですね。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（村瀬雅也君） そういう基本財産部分としての利息ということで、変わっていないということです。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしかったですか。

○委員（酒井正司君） 13 ページの項目 10. 退職給付関係で、特定退職金共済制度というのは別ということは、確かにこちらで引当金が出てきていないんですが、福利厚生に入っているのか、あるいは全く別の運用になっているのか、ちょっと聞かせてください。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（村瀬雅也君） 引当金としては計上してございまして、これは民間が運営する退職金に係る積立制度がございまして、そちらのほうに、別途1口幾らというような形で入っているということでございます。

○委員長（澤野 伸君） よろしかったですか。

○委員（伊藤 壽君） 説明があったかもしれませんが、岐阜県体育協会補助金が皆減になっていますけど、これはどういったあれでしょうか。9ページ。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（村瀬雅也君） 10万円の補助金のことですね。これは、もともと10万円というのは、岐阜県体育協会がメモリアルの駐車場とか、そういったところの駐車場料収入を県内の各体育協会に分配しておった分でございます。これが、平成30年度からはそういう形ではなくて、県内を6つに分けた体育協会の事務金として利用しているので、地区体育協会補助金がかつから150万円という話がありましたけど、その中に含まれるような形に変更になったと考えております。

○委員（伊藤 壽君） 同じく9ページで、経常費用の事業費の中で、消耗什器備品というのは470万円減額になっていますけど、大きく。これは何か理由は。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（村瀬雅也君） これは、収入の部分で少し説明させていただきましたけれども、柔道場の畳です。畳は1枚当たりの単価が安いものですから、消耗什器として、こういった形で計上させていただいたということで、平成29年度は多くて、平成30年度は少ないという結果になっています。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終わります。

続きまして、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） おはようございます。

それでは、資料ナンバー21の経営状況説明書に沿って御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目からでございます。平成30年度の事業報告となっております。

1ページ目、平成30年度の事業報告となっておりますが、大きく分けて4つの項目となっております。具体的な事業詳細に関しては、3ページから11ページについてもあわせてごらんいただけたらと思います。

文化創造センター アーラでは、2008年度から日本を代表する新日本フィルハーモニー交響楽団と文学座の2団体と地域拠点契約を結んで、文化創造センター アーラを拠点に公演はもちろん、ワークショップや学校、福祉施設に出向いたアウトリーチ活動をプログラミングした包括的な提携契約をしております。

1つ目の鑑賞体験促進事業というのは、この2団体を中心に、良質な舞台作品を市民の方に提供するという事業を進めております。そのほかに落語、演劇、音楽、クラシックなど21の事業を実施しております。

音楽については、新日本フィルハーモニー交響楽団による「サマー・コンサート」、ウィーン・フォルクスオーパー交響楽団による「ニューイヤー・コンサート」、東日本大震災を忘れないための「祈りのコンサート」などを実施しております。また、ポップスについては、小椋佳と渡辺美里のコンサートを実施しました。

演劇については、文学座の「かのような私～或いは斎藤平の一生～」の公演のほか、文学座の指導のもと、子ども向け舞台「三匹のこぶた」の稽古と公演を実施しております。

鑑賞体験促進事業の詳細については、3ページから6ページの頭の部分まで掲載しておりますので、ごらんいただけたらと思います。

続きまして、2番目になりますが、まち元気・市民交流促進事業というものです。こちらは、財団の自主企画制作として6つの事業やワークショップ等を実施しております。

詳細としましては、6ページから11ページもごらんいただけるとありがたいと思います。

まず主な事業としましては、6ページの3番目にありますけど、a l a C o l l e c t i o nシリーズのvol.11「移動」です。竹下景子さんなどの出演者とスタッフが市内に約1カ月ぐらい滞在しまして、文化創造センター アーラで芝居をつくり上げるということをやってきました。そして、7ページの2番目にありますように、文化創造センター アーラで公演した後に、東京のほか、この芝居をもって宇都宮、長岡、四日市などの公演も行っております。

6ページの4番目にあります朗読公演「シリーズ恋文vol.9」は、石丸謙二郎さんと市毛良枝さんを招いて制作公演をしました。これも7ページの1番目にありますように、秋田県能代市で公演をしておりますし、今年度になって豊橋市のほうでも公演をしております。

6ページのナンバー5、「オーケストラで踊ろう！」につきましては、コンドルズの近藤良平さんの指導のもと、可児交響楽団の演奏に合わせて49名の市民ダンサーが踊り、約1

時間のステージをつくり上げました。

6 ページのまち元気・市民交流促進事業の1 番に戻りますけど、劇場の鑑賞が困難だった人が、気兼ねなくクラシックを楽しめる「オープン・シアター・コンサート」というものを実施しております。

また、7 ページの中段からあります普及啓発事業の1 番では、障がいの有無に関係なく参加できる「みんなのディスコ」、めぐりまして、8 ページの6 番では、国籍を超えた作品づくりの多文化共生プロジェクト、以下、コミュニティプログラムとして、高齢者の体力づくりと孤立防止や小さい子供を持つ親の子育て支援のワークショップなど、11 のワークショップに取り組んでおります。

8 ページ一番下から9 ページにかけてですが、3 つのアウトリーチ事業を行っております。また、9 ページ中央から下4 つの講座、公演、それから10 ページにあります3 つの人材育成事業、こういった人材育成事業も行っております。

それから、10 ページ下段は、6 つの芸術団体への支援を行っております。

それから、11 ページは、市委託事業の3 つの事業でございます。

11 ページ下段、事業会計共通と掲載しておりますが、特に3 番の企業などからの寄附を中・高生の鑑賞チケットとして提供する私のあしながおじさんプロジェクトなどを実施しております。

2 ページに戻っていただけますでしょうか。

3 つ目の貸し館事業、施設管理につきましてですが、利用者の皆様が快適に利用できますように、舞台技術や制作面でのアドバイスを含めて、職員が丁寧に対応するように心がけてまいりました。また、維持管理と大規模改修前ではありますが、緊急度、優先度を考慮した修繕を進めております。

それから、4 番としてその他でございますが、4 行目、特に日本芸術文化振興会が国から委託されております劇場・音楽堂等機能強化推進事業において、文化創造センター アーラが全国16 件のうちのひとつとして総合支援事業に採択され、今後5 年間の補助を受けられることになりました。また継続事業として、日英共同制作事業においては現在オーディションを実施しており、配役の俳優の顔ぶれが決まってきている状況です。

以上、事業報告として大まかな事業分類に従って御説明をさせていただきました。

続きまして、12 ページお願いをいたします。

ここからは処務の概要になります。

12 ページは、財団の役員と職員に関する報告となっております。

13 ページ、役員会等に関しましては、4 回の理事会、評議会は3 回実施しております。

めぐっていただきまして、14 ページから18 ページにかけましては、契約に関する事項として、1 件30 万円以上の契約業務について上げさせていただいております。

それから、続きまして19 ページからですが、財務諸表関係となります。

19 ページが貸借対照表でございます。

これは、平成 31 年 3 月 31 日現在の財団の財産の状況の説明となっております。ごらんいただきますと、Ⅰ番、資産の部、Ⅱ番が負債の部、Ⅲ番が正味財産の部というふうになっておりまして、資産の合計から負債の合計を引く正味財産の合計となっております。

下から 2 行目であります。正味財産合計は 1 億 7,081 万 9,933 円で、前年度対比で 2,044 万円ほどの減ということになります。

この表をちょっと詳しく見ていただくために、28 ページの財産目録で御説明をさせていただきたいと思っておりますので、28 ページのほうをお願いいたします。

流動資産のほう、こちらは上から現金から商品までがございます。中ほどの未収金は 6,500 万円ほどですが、これは先ほどの日本芸術文化振興会の補助金でございます。3 月 31 日では収入されておきませんが、年度明けには収入をしております。補助金のほかに、チケットのクレジット払いやネットの購入代金、こういったものが未収金になっております。

また、次に固定資産でございますが、基本財産、これは財団ができるときの寄附行為に当たるものでございますけど、有価証券と預金という形で合わせて 1 億円があります。それから特定資産が、これは使い道が特定されているもので退職給付の引当資産があります。その他固定資産ということで、車両運搬具として所有する車の減価償却資産等が見てあります。

続きまして、負債として流動負債がありますが、未払金、それから前受金、預り金とございます。前受金は、平成 30 年度分の貸し館、それから施設の利用率、チケットの売り上げ分、これらにつきましては 4 月 1 日に平成 31 年度分の収益に振りかえをさせていただいております。

その下の固定負債というところで、先ほどにも上がってまいりましたが、退職給付金の引当金が計上してありますということです。それから、一番下が正味財産ということで、資産合計から負債合計を引いて 1 億 7,081 万円ほどあります。

貸借対照表につきまして、財産目録を使った形で御説明をさせていただきました。

それでは、続きまして 20 ページの正味財産増減計算書を説明したいと思っておりますので、20 ページのほうをお願いします。

これは、財団の 1 年間の動きを説明するという資料でございます。

20 ページ、1 の(1)でございますが、経常増減の部ということで、(1)経常収益といたしましては、事業収益の合計として 5 億 5,414 万 9,255 円でございます。内訳として主なものは、入場料収益として 4,033 万円ほどで、これは前年度比較で 53 万円ほどの増となっております。

その 4 行下にありますが、利用料金収益というものがございます。これにつきましては 3,193 万円ほどで、前年対比で 72 万円ほどの増額となっております。

その 2 行下が、公演事業収益ということで 1,524 万円ほどついておりますが、これは自主制作の作品をほかの会館に販売した収益でございます。

その下の指定管理受託収益、これは指定管理料でございますが、4 億 5,000 万円をいただいております。収益の約 73%を占めております。

中段でございます受取補助金等につきましては4,936万8,811円で、先ほども出てまいりましたが、日本芸術文化振興会からの補助金となります。そのほかの受取補助金としましては、27ページの5の補助金の内訳に詳細がございます。後ほどごらんいただけたらと思います。

受取寄附金に関しましては121万円となっておりますが、これは私のあしながおじさんプロジェクトに寄せられた浄財でございます。

経常収益の合計としましては、6億1,231万4,685円ありました。

次に、(2)経常費用につきましてですが、大きく事業費と管理費に分けて支出しております。

職員の業務に対する従事割合で、この2つに振り分けております。

事業費につきましては5億7,495万5,414円、内訳として主なものとしては、給料手当がその下でございますけど、1億4,144万円ほど、その11行下にありますが、光熱水費が約4,920万円で、前年比で487万円ほど大幅な増がございました。これは電気料金の単価が上がったことと、それから夏場が非常に猛暑が続いたということで、空調機器をフル回転したことによるものでございます。

下がっていただきまして、一番下になりますが、委託費の2億5,524万円となっております。

続きまして右のページ、21ページ、5段目の管理費ですが、5,719万5,130円ありまして、主なものとしては、すぐ下にありますが給料手当が1,928万円ほど、管理費の中の下から4行目にあります委託費は1,988万円ございました。

経常費用の計につきましては、21ページの中段あたりにありまして、6億3,275万5,274円ということでございます。その下にありますように、増減額としましては、マイナス2,044万589円が当期の経常増減額となります。

ここまでの経常増減の部でありまして、その下が経常外の増減分ということになります。

経常外の収益・費用ともゼロでございますので、この分を加味しまして、当期の一般正味財産増減額としましては、2,044万589円のマイナスということでございます。貸借対照表の金額と、これは一致するものでございます。

この金額に、前年度の期末残高を加えました21ページ下の数字となりますが、正味財産の期末残高につきましては、1億7,081万9,933円ございました。この数字は、先ほどの19ページの貸借対照表の数字とまた一致しております。

22ページから24ページにかけては、縦横が向きが変わりますけど、正味財産増減計算書内訳表となります。

ただいま御説明を申し上げた金額は、一番右側の合計欄に入っております。この金額を公益目的事業会計と収益事業等会計、それと法人会計の各事業会計の科目別に分けた表となっております。

26ページには、財務諸表に対する注記が書いてあります。

28 ページは財産目録ということでございまして、29 ページは、去る 5 月 13 日に監査を受けておりますので、ここであわせて御報告を申し上げたいと思います。

以上、平成 30 年度の経営状況を御説明させていただきました。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 御苦労さまです。

2 ページ目に、貸し館事業施設管理という欄があって、第 2 フェーズで施設管理について論述してあります。建物の管理や清掃はわかるんですけど、防災、警備などの業務について、専門業者に委託するなどとなっておりますが、具体的に言うと、簡単で結構ですが、どういう点が改良、改善されるわけですか。防災、警備関係について。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 改良ということですか。

○委員（伊藤健二君） 的確な管理に努めて、16 年経過した施設管理については、その後修繕を進めていくというんだけど、まず前段の防災や警備の問題については、どういう判定をして、どういう方向で改善しようとしておるのかというのがわかるように、今一番気にしてみえることを説明していただければ。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 文化創造センター アーラにおいては、特定の避難所にはなっておりませんが、ロフトが 3 つありますけど、そちらの 3 つを災害のときのボランティアの施設として使っていただくような形になっています。それから、レセプションホールに関しては、警察が機能しなくなった場合の補助的な施設として埋めることになっております。そちらのほうに移動して、もし警察が被害を受けた場合の話ですけど、そういうような形になっております。

それで、そういったことも防災訓練を年に 2 回実施しておりますので、そういった中で職員にも意識づけをしていますし、特に警備、防災に関しては、そういった委託業者も含めて全ての職員で防災訓練を行っておりますので、そういったところの意識づけをしっかりとしながら、来るべきときにはどうしたらいいかということをつも方向づけてやっております。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） そうすると、いろんな努力を日常的にやっているんだけど、今回台風が来て、たまたまここへ直撃せずに、関東へ行って、千葉県が今大変ですよ。簡単に言うと、電気との関係の話なんだけど、北海道胆振東部地震でブラックアウトが結果としては起きて、全道停電になったと。今回、千葉県では復旧に 3 日目、4 日目で、いまだに電気が困難しているというところがありますね。もし、ああいうようなブラックアウト、もしくはそれに準ずる状態が発生したときに、可児市文化創造センター アーラは、まずそこをたまたま使っている最中、劇場を含めて結構今利用者が多いので、年間 30 万人でしたか、すごい数が使っているし、高校生、その他についても、夏場の暑い避暑を兼ねて来ているときありますよね。昼間なら、明かりという問題は、別の問題は別にして、明かりの問題はないけど、夕方・夜間の開演中の場合については、安全の確保は、これは当然できているし、緊急避難路も含めて対処できていると思う。その後の対応については、何か今修繕すべき点とか、考

えられたことはあるんですか。第1次避難の問題は、これはクリアを当然しているだろうという前提で、その次の段階、停電が長引くような場合については、可児市文化創造センターエリア自身が電気を起こす装置は持っていませんよね。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 非常用電源は持っておりますので、当然ブラックアウトになるとときには切りかわるような形になりますので、ある程度の避難できるまでの時間は、十分そちらのほうで対応できるかと思っております。

○委員（伊藤健二君） どれぐらい、通常45分、30分、2時間とかいう程度の話なんだけど、その程度の営業が継続できる容量ですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 時間的に今はつきりは言えませんけど、2時間程度は十分できると思っております。自家発電です。

○委員（酒井正司君） 20ページと21ページ、財産の増減計算表ですが、まず収益のほうで見ると、事業収益が540万円強の赤じゃないですが、対前年マイナス、経常収益を見ても300万円のマイナス。一方、この費用のほうを見ますと、管理費が2,100万円強の増、管理費計のほうで見ると300万円弱の増と、いわゆる入りが減って出がふえたということ。特に経常費用のほうで、事業費の中の給与手当は340万円ふえているんですが、この辺全体と、この給与に関しての増額の理由を教えてください。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） まず今言われましたように、経常収益の面ではマイナスになって、経常費用のほうではプラスでふえているということで、増減額がかなり2,000万円近くになってしまったということなんですが、理由としましては、先ほど言いましたように、一つは電気料金、それから補助金が、ここにありますように、受取地方公共団体補助金とありますけど、対前年度比で500万円減っております。こちらは、コミュニティ助成金というのが、今回は受からなかったということでマイナスになっております。これをちょっと見込んでおりましたので、その辺はマイナスになっております。

それから増のほうですが、給与手当は昇給です。職員の昇給をやっていくと、この金額になるということと、途中で昨年度入社をした者が、この分野は新人で入れるとなかなかすぐには使えない部分がありまして、結構年齢の高い職員がよその会館から来たということもあって、そういった給与も含まれて若干上乘せになっておると思いますが、そういうものでございます。

あともう一つ、委託費も若干ふえてはおりますけど、こちらは3年に1回、特定建築物定期調査というのをやりまして、こちらのほうの金額が上乘せになってきている分で経費がふえております。以上でございます。

○委員（酒井正司君） 収益のほうの受取地方公共団体補助金500万円は、今後もない見込みなんですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） これは毎年応募しておりますけど、ほとんど受かるんですけど、大体4年に1回か5年に1回は、その都市に集中しないようにということもあるかもしれませんが、ちょっと採択を漏れることがあります。それ

が今回の年だと思うんですけど、今年度は多分いけると思っています。

○委員（酒井正司君） それと、事業費のほうの給与ですが、どこも本当に人材不足という傾向が強いんですが、この昇給の方向性というか、見込みというのは、将来的にはもう少し悪くなるという予想でしょうか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 財団の職員においては、可児市の給料表に基づいて同じようにやっておりますので、人事院勧告に従って金額も増減するというような形になってきます。以上でございます。

○委員（酒井正司君） ということは、全般に見て、今後もこの入りと出のバランスというのは、大きくは変わらないという判断でよろしいですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） バランスは、今回はちょっと非常に悪かったんですけど、来年度以降はもう少しよくなってくると思います。

○委員（酒井正司君） 期待したいと思います。

アニュアルレポートのほうもよろしいですか。

これの11と12、一番下のグラフです。11は使用率ですね。これがどんどん下がっているよという、それから12のほうの一番下のグラフは、来館者数が平成30年度に関して非常に突出していると。これに関してはいい傾向なんですけど、この両方についてちょっと説明してください。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） まず諸支出に関しては、微減ですが、77.9%から76.7%ということで1ポイントほど下がっています。それから、劇場に関しては、逆に65.4%から67%に上がっているというような形でございますけど、これは年度によって、やっぱりこの可児市あるいは可茂地区の方に特に使っていただいているんですけど、このあたりで高どまりしている状況なのかなと思っております、私どもは。ずうっとこんな感じでやっていますが、あと一つ若干減ってきておるのは、団体数が、やっぱり高齢化に伴って減ってきているのではないかなあということも思いますけど、借りていただける団体が、若干高齢者を中心に減ってきているというのはあるかなあと思っています。若干ですけど、そういうふうになら下がってきているのと、劇場に関しては逆に上がっておりますし、全国平均からすると、この67%というのはかなり多い数字でございますので、この地域の拠点としては、このくらいの数字は出せているということはあるかなあと思っています。

○委員（酒井正司君） 利用していただくということ、それだけこの施設が有効的に作用しておるといえるのか、社会貢献しておるといえることですが、それで平成30年度の来館者数がこれだけあったにもかかわらず、戻りますけど、先ほどの収支は悪いということなので、今後のこれは大きな参考材料かなあというふうに思います。以上です。

○委員（川上文浩君） 私も関連してなんですけれども、可児市文化創造センター アーラは文化施設で、なかなか利益を上げる、そういったものでは数字は云々というのは理解しているんですけども、全体の会計を見てみると、やはり経常費用というのはできる限り抑えるん

だけれども、限度があるだろうといった中で、やはり事業収益というものは、多少、先ほど言った経常費用はコスト感を持ってやってもらうんだけど、事業収益は多少なりとも、指定管理料以外は意識したほうがいいと思うんです。ここは、やはりここで何千万円も動いてくるわけなので、この事業収益に関する目標額は設定されていますか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 基本的に目標額を設定といえますか、収支が均衡になるようにというような形で進めておりますけど、一つには、利用料金が、今後利用料金検討委員会をしていただいていますけど、開館からずっと値上げをしていない状況なんですね。こういったものも含めて、収益を今後、可児市文化創造センター アーラとして上げていけるような形をとっていききたいなあと考えております。以上です。

○委員（川上文浩君） やはりこの事業収益の中の指定管理料以外のところは、ある程度の目標額を定めて、それに見合う事業というのでも展開していかなくちゃ本当はいけなくて、いや、赤字といたらごめんね、赤字でいいんだよ的のところも理解はするんだけど、やはりここが動けば、ずうっとマイナスでいけば簡単に1億円、2億円と正味財産はどんどんなくなっていきますからね。そこは、やはり収益性というものも頭の中に職員の皆さんが持っていないと、それはなくていいんだということでは絶対にないので、それはぜひ今まで以上に思ってやっていただきたいなあとというふうに思います。

それともう一点なんですけれども、先ほど災害の質問がありましたが、業務の計画、BCPがしっかり機能しているんだと思うんですけれども、本当に1,000人が大ホールの中でイベント、公演を鑑賞している中で大きな災害が起きたときの安全確保、誘導、それから防災訓練等はしっかりなされていて、安全にちゃんと1,000人の方を避難させるということは完璧にできているというふうに断言していただいてよろしいですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 特に今2回、防災訓練を6月と11月に行っていますけど、まずは、いつも劇場にいる人たちをどのように誘導するかとか、もし、けが人がいたらどうしたらいいのかとか、あるいは障がいの方をどう運ぶかという模擬訓練を実施しておりますので、これは何回やっても、体にすり込んでいくしかないかなと考えておりますので、本当に若干ですけど、そういう場合も本当にあるわけですね。観客の中全員という、災害という面ではなくて、本来の1,000人の鑑賞者の中で倒れたりする方も非常にいらっしゃいますので、そういう実践も含めて、常に反省をしながら進めていきたいと考えております。以上です。

○委員（川上文浩君） ぜひ難しいかもしれないけれども、やっぱり何かの事業をやっているときに、1,000人規模の想定した実際の避難訓練というのをやらないと、多分うまくいかないと思いますし、想定だけで進んでいってもなかなかできないと思いますし、火災等もありますからね。

それと、最後にもう一点ですけど、ガラスの飛散防止って済んでいましたか、全て。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） ガラスの飛散防止というのは、フロントのガラスですね。こちらのほうはカーテンウォールといいまして、通常の東京

都心にあるビルと同じようなしつらえになっています。ですので、飛散防止といいますか、ガラス自体がちゃんと柔軟に対応するような形になっておりますので、その辺は対応できております。

○委員（川上文浩君） ぜひ何かあったときに、避難所として機能しない、ガラスが割れて機能しなかった避難所って、熊本地震もそうですし、胆振もそうですし、ありとあらゆる施設で実際にあったことなので、そういったことにならないように準備だけはしっかりお願いしたいと思います。以上です。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） ありがとうございます。

○委員（伊藤健二君） 2回目で恐縮です。

経常費用の中の水光熱費、主に電気代だと思うんですけど、単価がさっき上がったということと、夏場の条件ということで理由が述べられました。これは今年度、2019年度も既に同等、単価は下がっていないから同じにだんだん来て、ことしも37度、38度というようなとてつもない状況があって、今後これは減りませんよね。これを減らすとなると、一つは電灯電力の消費性能を変えていく、改善するしかないと思うんですけど、例えばLED化というのは今どの辺まで来ていて、あるいはそれをやっても余り変わらないのか。いや、もうちょっと全体的にLED化を進めて、ただ単価が高いし、壊れたのを差しかえていくときは、みんな基本的にLED化すると思うんですけど、それを早目に一斉にある程度まで進めるとかいうようなことというのは、どんなような計画あるいは方向性を持って考えておられるんですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） こちらは、市のほうで工事のほうをされるわけなんですけど、改修工事に伴いまして、今あるロビーエリアのほうは、足場を組む関係から、この機会にしかできないということでLED化をされると思います。それから、ホールに関しても、特定天井をかえますので、このときも高い足場を組みますので、このときを機会に捉えて、客殿のほうをLEDにかえるというような話を聞いております。以上です。

○文化スポーツ課長（各務則行君） 今お話があったとおりでございますが、今LED化が図られているのは、まだごく一部でございますので、今回の大規模工事のほうを進めていきたいと思っておりますけれども、その中で、今足場を組んだりしながらというところの中で、LED化のほうをできるだけ図っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員（伊藤 壽君） 英国との共同制作を進めてみえますけど、その昨年度、この実績報告と今年度の予定についてももう少し詳しくお願いしたい。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 昨年度、日英共同制作に関しては、作家が決まりまして、作家が脚本のほうを記したということになります。実際に、こちらの現地のほうに12月に取材が来まして、今の日本の現状あるいは可児市の現状、そういったものを取材した上で脚本を仕上げしております。その委託料と、それから旅費等が含

まれております。

今後、今年度は仕上げた脚本をもとに今現在オーディションをやっておりまして、日本の男優は決まってきました。今度は、イギリスのほうでイギリスの俳優を決めて、その決めた後に、12月にイギリスのほうで合同の稽古をして、1月にですけど、約一月ぐらい可児市のほうで滞在して稽古をさせていただきます。その後、東京の新国立劇場のほうで公演をしまして、その後、可児市のほうで公演します。その後に、リーズの公演をして終わるといような形でございます。3月にリーズのほうで公演を行います。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしかったですか。

○委員（伊藤 壽君） 文化創造センター アーラの改修の予定とは、計画とは、その辺の整合性は大丈夫なんですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） こちらの工事のほうは、3月16日からという形でございます。リーズ公演は3月12日から21日ということですが、この間は、文化創造センター アーラのほうでは主体を移しておりますので、工事との整合性はとれると思います。

もう一回言いますと、2月8日から16日が東京公演、新国立劇場で、2月22日から29日が可児公演になります。それから、3月12日から21日がリーズ公演という形でございます。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） 少し関連してなんですが、工事期間中、事業に影響が出てくると思うんですけども、その辺どの程度。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 休館中は、やっぱりホールを使う事業というのができなくなりますので、その辺の事業は、現在やっているものは取りやめせざるを得ないのかなあと考えていますが、特に私どもはワークショップやアウトリーチを進めておりますので、地区センターやこういう機会を使って子育て健康プラザ マーノ、こういったところで、別の施設を使ってワークショップも進めていきたいなあというふうに思っております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） あと、2ページに書いてありました補助金の関係も、これは影響なしというふうに踏んでよろしいですか、5年間継続ということなんですが。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） こちらのほうは、若干事業の分量が減るということで、補助金も合わせて減ってくるかなあと考えております。ただ、その分、支出も少なくなるものですから、そういった形で勘定を合わせていきたいと思っております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 市からの委託金の影響はないですか。

○文化スポーツ部長（杉山徳明君） 実際には、まだ御提案申し上げてございませんけれども、先ほど事務局長からも出ました利用料金の関係の条例改正も控えてございますし、それに加えて利用料金が上がれば、指定管理料は下げるとというのが通常の方でございまして、その辺も加えて、財団と指定管理料を含めて整理した上で、また御報告できる準備をしてい

ますので、今のところ控えさせていただきたいと思いますが、基本的には、計画を進める中で、徐々に二、三年前から準備をしていますので、順調にいくだろうというふうに考えています。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 工事影響というのは、特に考えていないということですか。

○文化スポーツ部長（杉山徳明君） 工事影響については、皆さんに御案内をさせていただいておるところですし、まだ工事の契約を済ませていない段階ですので、詳細を申し上げることはできませんけれども、予定どおり3月を皮切りに、できれば年度内にということではなくて、年中に仕事が終わられないかなあというふうに準備を進めておるところでございますので、それ以降の事業については影響がございませんし、当然工事期間中については、先ほど事務局長が申し上げたとおりでございますので、その影響があるなしということであれば、中止せざるを得ないものもあるので、視点がいろいろありますけれども、計画的に進めておるということでは間違いのない状態ですので、そういうふうにお答えさせていただきたいと思えます。

○委員長（澤野 伸君） ちょっとごめんなさい、しつこいようですが、委託金のほうの積算には影響がないというふうに、当初の見通しとしてはずうっと来ているということですね。

○文化スポーツ部長（杉山徳明君） 影響がないというふうに考えています。

○委員長（澤野 伸君） 御発言よろしかったですか。

○委員（渡辺仁美君） さっきの関連で、リーズ・プレイハウス、そして東京、文化創造センター アーラと公演が、日にちが決まっていて、作家の方も決まっているということでしたけど、それと私、前にお聞きしたのが関連しているかどうかだけの質問です。

以前、子供がシェークスピアの戯曲をプレイするというのを聞いた記憶があるんですけど、これとは関係ないですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） それは、多分リーズ・プレイハウスでやっているメニューの一つであって、これとはまた関係ないと思えます。

○委員（渡辺仁美君） 大変事業数も多いし、内容も複雑だし、とてもいろんなアウトリーチもあって、非常にわかりにくいんですけど、そういった執行状況を、もうちょっと詳細を知る場合はどこにお尋ねしたりすればいいですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 多分お配りしたと思えますが、アニュアルレポートという、これがあります。この中には事業が一つずつ載っておりまして、どういった事業を目的として、集客がどのぐらいあってという事業内容から全て載っておりますので、こちらのほうをごらんいただくとありがたいと思えます。多分、これは議会のほうで配らせていただいております。

○委員長（澤野 伸君） よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて終結とさせていただきます。

参考人の御両人の事務局長の皆様、本当にありがとうございました。執行部の皆様も御退

席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

ここで10時40分まで休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時38分

○委員長（澤野 伸君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

公益財団法人可児市体育連盟事務局長 村瀬雅也さんから発言を求められておりますので、これを許します。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（村瀬雅也君） 先ほどはありがとうございました。

先ほどの伊藤委員からの質問の中で、預金利息の話で私がちょっと間違った言い方をしておりましたので、訂正させていただきます。

預金の中で、基本財産に対する預金については説明したとおりです。それ以外の受取利息につきまして、決済預金という言い方をしましたが、決済預金ではございませんで、財産目録にあります一番上の運転資金としての決済用の預金、普通預金の十六銀行の預金があるんですが、そちらの利息ということになりますので、訂正させていただきます。どうも申しわけありませんでした。

○委員長（澤野 伸君） この件につきましてはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ありがとうございました。

それでは会議を続けさせていただきます。

第4項目めでございます。報告事項（1）可児市多文化共生推進計画の改定について、（2）可児市人権施策推進指針の改定について、（3）（仮称）可児市青少年健全育成指針の策定についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（桜井孝治君） 本日は、12月の委員会で報告を予定しております計画など3項目について、途中経過を御説明するものでございます。限られた時間ですが、よろしくお願いいたします。

人づくり課は、主に4つの分野について所管しておりまして、それぞれ推進計画などを定めて事務に当たっております。そのうち、男女共同参画については、昨年度、男女共同参画プランを更新いたしました。本年度は、残りの3つの分野について、計画期間などの関係で節目を迎えるものが重なったものでございます。

資料、大変似ておりますが、まずは右上に資料2とあります可児市多文化共生推進計画の改定について、よろしく願いをいたします。多文化のところでございます。

計画の概要としましては、目的としましては、現在、可児市多文化共生推進計画（第2期）を推進しておりますが、この計画期間が本年度で終了いたします。これに伴い、新たに第3期を策定するものでございます。

期間としては、来年、令和2年度から令和5年度までの4年間、市政経営計画に合わせて令和5年度までの4年間でございます。

見直しの内容としましては、計画基本理念とか、施策の柱などは基本的には継続とするものの、前回つくってから4年たっておりますので、進捗状況とか、新たな課題を整理するものがございます。こちらにつきましては、例えばですけど、災害時にどうやって外国の方に情報を伝えていくかとか、易しい日本語というカテゴリーが新たに出てきておりますので、こういうのを教える仕組みづくりはどうしたらできるんだろうか、そんなようなところを今話し合っているところでございます。

スケジュールにつきましては、これからの3項目共通ですけど、1年間で策定するということですので、春から夏にかけて、まずは内部作業としまして、これまでの振り返りだったり、改定案を作成してまいりました。現在は、市民とか、各種団体を含む推進会議で御意見を伺っているところでございます。この後は、庁内の合意を経る手順を踏みまして、12月議会で御説明、年明けてからパブリックコメントへ進めていく予定でございます。

次に、資料の3、可児市人権施策推進指針の改定について、よろしく願いをいたします。次は人権でございます。

こちらは、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づく法定計画でございます。こちら2期がことしで満了いたしますので、第3期を計画するものでございます。

計画期間は、先ほどと同じ令和2年度から令和5年度までの4年間、こちらにつきましても、基本理念とか、方向性は基本的には継続とするものの、新たな課題を少し整理したいと考えております。

一番下に、現指針で取り上げている分野というのを記載してございます。国が示す中、1期・2期とも、この6項目、女性、子供、高齢者、障がい者、同和問題、外国人について言及してまいりました。現在は、新たに性的少数者の人権について記載をすべきではないかというところで検討しているところでございます。また、このほかにも取り上げる項目がないかも含めてですけど、そういうところを含めて見直しを進めております。

最後に、資料の4、(仮称)可児市青少年健全育成指針の策定についてでございます。青少年育成です。

こちらは、前の2つの既存計画の更新とか、法定計画ではございませんが、新たにつくろうとしているものでございます。

このつくろうとした背景は、下のその他の経緯から先に御説明をさせていただきます。

青少年育成で振り返ってみますと、最初は教育委員会のほうで生涯学習として所管をしておりました。平成24年度からは市長部局に移ってまいりまして、現在は、例えば総合計画の中ではこういうところの位置づけで青少年の健全育成という位置づけをされております。また、市の教育基本計画でもこういう位置づけをしておりますので、こういうところをよりどころとして進めておるところでございます。

1番の概要に戻っていただきまして、目的ですが、そのよりどころである可児市の総合計

画、それから可児市の教育基本計画が今年度で満了に伴って、少し形を変えることになりました。これをきっかけに、青少年育成に関する事務と、それを推進するに当たっての考え方を少し整理したいと思って手がけたものでございます。

こちらは、どちらかというと、縛りの少ない自主的な指針でございますので、年度は来年度から 10 年間を大まかな目安としまして、やはり先ほどと同じ令和 5 年度をきっかけに、少し見直しをしていきたいなあと考えております。

こちらについては、例えば地域とか、家庭とか、学校の連携というのはよく言われるんですけど、実際にはどうやっていくんでしょうねえとか、青少年の居場所づくりについてとか、こんなようなところを、少し今、会議はどちらかというと、ガヤガヤ会議みたいにはなっておりますけど、いろんな意見が出ますので、どういうふうに集約していくかというところが課題かと考えております。

いずれも資料 2 から 4 ですが、次の定例会のこの委員会において成果物をお示しして御報告できるよう、現在事務を進めておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

この件につきましてはよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に進めさせていただきます。

続きまして、(4) 可児市環境基本計画の改定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○環境課長（西山浩幸君） 資料番号 5 を御参照ください。

可児市環境基本計画の改定について御説明します。

可児市環境基本計画は、可児市環境基本条例第 7 条に規定され、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

本計画は、平成 12 年（2000 年）3 月に、2030 年を展望しながら 10 年ごとに見直しを行うとし、策定しました。平成 23 年（2011 年）3 月に第 2 期改訂版を策定しましたが、これが計画終期を迎えることから、第 3 期改訂版を策定します。

計画の期間としましては、令和 2 年度から令和 11 年度（2029 年度）までです。改定の方角としましては、当初の計画を引き継いで、「将来世代につなぐ環境文化都市・可児一共に考え、行動する、環境に気づかう市民文化が息づく都市の創造」とし、第 2 期計画を振り返りつつ、国や県の今後の環境に対する動向を踏まえたものにしていく考えです。

裏面をごらんください。

策定に当たっては、学識者や市民等 10 名による策定委員会を立ち上げ、市民アンケートを実施するとともに、本日までに 4 回の会議を開催し、取り組んでいます。

今後の予定としましては、環境審議会に諮問し、令和 2 年 1 月にパブリックコメントを行い、その結果や環境審議会の答申を受けて、令和 2 年 3 月に公表する予定です。以上です。

○委員長（澤野 伸君） この件につきまして御発言ある方、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次に進めさせていただきます。

続きまして、（5）可児市子どもの読書活動推進計画（第4次）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○図書館長（渡辺英幸君） 資料番号、ナンバー6をお願いいたします。

可児市子どもの読書活動推進計画（第4次）についてです。

こちらの計画につきましては、今、第3次がことしで満了いたします。それに伴いまして、次年度から第4次計画を策定いたします。

目的としましては、子供たちが、読書を通じて豊かな人間形成ができるように読書環境を整備していくと。さらに、その具体的な取り組みを明示するというような計画を策定するものでございます。

目標としまして、読書好きな子供たちになるように社会全体で取り組む体制をつくるという目標を掲げて、施策としましては、1番、読書好きになる環境づくりということで、人、場所、機会、相互連携といったところをつくっていきます。2番目としましては、啓発・PR。3番目としましては、数値目標を掲げるというようなことで今取り組んでいるところでございます。

今後のスケジュールとしましては、12月に議会報告をさせていただきます、1月にパブリックコメントを実施いたします。以上です。

○委員長（澤野 伸君） この件につきましては。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に進めさせていただきます。

続きまして、（6）水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係例規の改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○水道課長（佐橋 猛君） 報告事項の6番目、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係例規の改正についてということで御報告いたします。

2つの法律の改正によりまして、可児市指定給水装置工事事業者規程を変更する必要が生じております。

資料7でございます。

初めに①のところ、可児市指定給水装置工事事業者の指定の更新でございます。

1番目の経緯です。今までは、指定給水装置工事事業者の指定は、一度行くと、その有効期間は半永久ということでございましたが、昨年の12月に改正水道法が成立しまして、法律条文にその有効期間を5年とし、その都度、指定の更新をするように明記されました。既

に指定を受けている事業者に対しましては、ことしの4月に経過措置に関する政令が公布されまして、指定を受けた時期によって、最大で5年間、最低でも1年間の猶予が緩和措置として示されております。

法律の施行は、令和元年10月1日でございます。

2番目の例規の改正というところです。

法改正に関連する市の条例といたしましては、可児市水道事業給水条例がございますが、可児市指定給水装置工事事業者に係るのは第33条の手数料のみでございます。

条例では、手数料を指定申請、1件につき1万円と規定しております。改正法では、更新手続は新規手続に準ずると書かれておりますので、更新手数料につきましても、条例の1万円を採用することとしております。

次に、新規手続につきましては、可児市指定給水装置工事事業者に現在定められておまして、また既に下水道事業では、指定工事店の5年更新制が行われておまして、下水道排水設備指定工事店規程にその手続を定めておりますので、水道事業につきましても更新手続を同様に規程で定めることといたします。したがって、今回条例の改正は行わないということになります。

次に、3番目の改正（案）でございますが、枠の中のとおり、6条の2を追加して定める予定でございます。この中のただし書きにつきましては、政令に定めのある、先ほどお話ししました経過措置の対応などを想定しております。

この改正につきましては、法律の施行日に合わせまして、令和元年10月1日施行を予定しております。

次に、②でございますが、こちらは可児市指定給水装置工事事業者の指定基準ということでございます。

1の経緯ですが、これはことしの6月に公布されました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律という名前でございますが、これに基づく水道法の改正がございまして、これに伴う規定の改正でございます。この法律の内容は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないようにするものでございます。

裏面をごらんください。

これに基づきまして、水道法の指定給水装置工事事業者の指定基準にあります欠格事項の見直しが行われまして、令和元年9月14日に改正法が施行される予定です。可児市におきましては、この指定基準が可児市指定給水装置工事事業者規程に定められておりますので、これを改正するというところでございます。

2番目の例規の改正でございます。もともと水道法にある指定基準をそのまま可児市の指定基準として定めておりますので、今回も9月14日に施行される改正水道法及び水道法施行規則と同じ文言で規定することといたします。法律などの条文につきましては、まだ正式な公表がされていない状態ではございますが、案として国から情報提供いただいております

ので、その内容に沿って市の規程を改正いたします。

3番目の改正（案）でございますが、これは可児市給水装置工事事業者規程の第5条の新旧対照表ということで、ここの部分を改正するということになります。第1項第3号イの成年被後見人等の文言を、ここにあります下線のとおり変更して修正するというものでございます。

この規程の改正は、法律及び施行規則の施行と同じ令和元年9月14日、あさってでございますが、これを施行日とする予定でございます。以上です。

○委員長（澤野 伸君） この件につきまして。

○委員（酒井正司君） まず、指定業者が今何者ぐらいあるかということと、10月1日からスタートで、1年以内に届け出ないと、これは自動失効するわけですか、どうなんですか。

○水道課長（佐橋 猛君） 指定店の数は、市内が127社、市外を含めると204社となりますが、1年以内に届け出ないとというお話がありましたように、最短の場合はそこで自動失効するということですが、先ほどお話ししましたように、5年間の猶予期間が設けられておりますので、この制度が正式に法律で始まったのが平成8年からということでございますので、初めのほうに指定申請された方は短くて、あと1年という期限になりますので、最近申請された方は5年間猶予があるというような話にはなっております。そういった全ての方に対して、既に指定店の方には説明しておりますが、こちらのほうから文書を送付しまして、更新してくださいということで御案内をする予定にしております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、(7) ダイセキ環境ソリューション運転開始についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○環境課長（西山浩幸君） 資料番号8を御参照ください。

二野工業団地に建設されました汚染土を浄化する施設、ダイセキ環境ソリューションが運転を開始しましたので御報告します。

令和元年8月6日に、公害防止協定に基づき、ダイセキ環境ソリューションから汚染土の浄化を行うことになったとの届け出がありました。搬出元は、山県市の東海環状自動車道のトンネル工事現場でヒ素を含む土が掘り出されたものです。ダンプトラックの通行は、1日当たり片方向50台、往復で100台を想定しており、地元自治会等には事業者から連絡しています。

1枚めくっていただきますと、届け出書のコピーがついております。

もう一枚めくってください。

運搬経路としまして、新太田橋を通過して、国道21号から花フェスタ記念公園西側の県道多治見八百津線を通過して搬入されます。

次のページですけれども、汚染土について岐阜県が記者発表した資料です。

その次のA3の資料が、事業者のチェックシートとなっております。黄色に着色した物質が受け入れ可能となっております。現在のところ、苦情等の情報は入っておりません。午後から工場視察になっておりますけれども、この資料を御持参いただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長（澤野 伸君） それでは、この件につきまして。

○委員（川上文浩君） ちょっと教えてほしいの。

区分土という言い方をするといいただけ、あれはJRだけの話なの。

○環境課長（西山浩幸君） JRがリニアの工事の関係で掘り出した汚染土、要対策土というのは、区分土というふうに統一するというふうに聞いております。JRだけの話と聞いています。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

[挙手する者なし]

ただいま課長のほうから御説明ありましたけれども、午後からの視察に関しまして、この資料を御持参いただきますよう、お忘れのないようによろしく願いいたします。念のため、もう一度言いました。

それでは、御発言もないようですので、この件を終了とさせていただきます。

議事の都合上、暫時休憩といたします。執行部の皆さん、ありがとうございました。

休憩 午前10時59分

---

再開 午前11時02分

○委員長（澤野 伸君） 休憩を解きます。

続きまして、(8) 自主運行バス再編の方針についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（渡辺 聡君） それでは、資料ナンバー9をごらんください。

まず9-1をごらんください。

可児市地域公共交通網形成計画は、本年7月に策定しまして、公表したところでありますが、今後、その計画に基づきましてバスの再編のほうを進めてまいります。

まず1番、さつきバスの再編です。

10月1日の駅前広場の完成、供用開始に合わせて、可児駅を起終点としたダイヤ編成とします。それから、鉄道との乗り継ぎを考慮したダイヤとします。また、行き先表示をわかりやすくするというので、往路・復路の表示を廃止し、行き先を表示します。これは西部線、東部線、桜ヶ丘線です。これにつきましては、可児駅行きとか、帷子方面行き、花フェスタ行き、桜ヶ丘行きというふうに行き先を表示します。今回の再編については、現行のさつきバスのダイヤから大きく変更はしません。

2番目です。おでかけしよKar・Kバス・Kタク・電話で予約バス再編ということで、Kバスの土曜運行を開始し、土・日・祝運行とする。これは、来年1月からの運行予定でござ

ざいます。

あわせて、ルートの大規模見直しということで、資料9-3の5ページをごらんください。

ここに、おでかけしよK a r・Kバス再編案として、こちら光秀桃山陶線という路線を考えております。明智駅を出発しまして荒川豊蔵資料館まで行く路線で、途中、可児ッテとか、明智城跡、それから緑の丘に寄ると。今までどおり、花フェスタ記念公園には寄るということで考えております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、7ページ、8ページのところで、こちらが木曾川鳩吹山線という路線を計画しております。今までは、可児駅から文化創造センター アーラ、日本ライン今渡駅を経て、また戻りまして、荒川豊蔵資料館まで行っていたのを、こちらからはもう西のほうに行く路線ということで、新たに木曾川渡し場遊歩道、それから花木センター、最終、鳩吹山登山口ということで、西のほうの観光地を回る路線としております。両路線とも往復10便ということで、片道5便で考えております。

あと、おでかけしよK a r、Kバス、Kタクということで、Kタクというのが日曜日に運行していたんですけれども、平日は電話で予約バスを運行していたんですけれども、Kタクの使い方が非常に難しいということで、毎日、電話で予約バスにすることといたしました。これも1月からKタクを廃止して、日曜日でも電話で予約バスということにさせていただきます。

それから、9-1の資料の3番です。

さつきバス・電話で予約バス大規模再編ということで、先ほど10月1日の再編は起終点を変えるということなんですけれども、もうちょっと大きな大規模再編を令和3年に予定しております。まだ時期ははっきりしていませんけれども、令和3年に予定しております。これは、さつきバスのルート見直し、それから電話で予約バスの長距離を運行しなきゃいけない区間についてエリアを見直したいというふうに考えております。今後、再編を進めてまいります。

それから、4番のその他ということで、さつきバスとおでかけしよK a rのデザイン更新ということで、9-4の資料に、さつきバスと、その裏面にKバスのデザイン変更ということで、今までちょっとそっけないデザインだったんですけど、見た目で見えるように割と派手目な色にさせていただきます。

以上、自主運行バスの再編の方針について説明させていただきました。

○委員長（澤野 伸君） この件につきまして御発言ある方。

○委員（伊藤健二君） なかなかいろいろ考えて、次を見定めて頑張ろうというのがよくわかって、御苦労さんですというのを先に言っておいて、ちょっとけちつけるけど、けちというのは、この印刷の字のところなんだけど、多分これは解説用につくっているから、余り細かい点は配慮せずには書いていると思うんだけど、行き先の表示の部分、もうちょっと工夫して、これで皆さんに説明していったり、意思統一を図ったり、審議会を通したり、いろんなことをやろうとしているんだと思うけど、例を言うと、ここなんです。「さつきバス1. 中心循

環線右まわり」、これ一番大事なのは右回りだよね。それからもう一つは、これが中心循環線の中の右か左かというので、ここ、半角でもいいからあけてほしいの。何々線という線と、最終行き先を表示しておく。この場合は、右回りか左回りやもんで、どちらもみんな最後まわりで終わっているから、この右とか、左とかいう字が浮き立つようにデザイン上の工夫をしてください。この画面の7番、8番か、そこから先は可児駅行きだとか、あちこち書いてありますけど、ここもすき間をあけたほうがいいと思います。できれば1文字だけど、1文字がえらけりゃ半角でもいいので、この行き先が、まず何が言いたい表なのかがわかるように。それ以外は。お願いします。

○都市計画課長（渡辺 聡君） つい数日前に刷り上がった新しい時刻表なんですけれども、これでは、「中心循環線（右まわり）」「中心循環線（左まわり）」、それから「西部線（帷子方面行き）」「西部線（可児駅行き）」というふうにして、デザイン的には、この時刻表はわかりやすくなっております。こちらの資料のほうは、ちょっとわかりにくいかなと思うんですけれども。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 市民の皆さんには、それが行くわけですね。

○都市計画課長（渡辺 聡君） はい、これが行きます。それから、バスの表示もそのようにしたいと思っています。

○委員（酒井正司君） ちょっと細かいことで申しわけない。

木曾川鳩吹山線の鳩吹山登山口というのは、どの位置ですか。大脇なのか、真禅寺側なのか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） これは、可児川下流公園の駐車場にとめる予定でございます。大脇です。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、次に移らせていただきます。

(9) リニア中央新幹線（大森工区）工事についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（渡辺 聡君） それでは、報告9のリニア中央新幹線（大森工区）工事について御説明させていただきます。

資料ナンバーは10となります。

10-1と10-2に、それぞれ情報交換会で使われた資料をそのまま提示させていただいております。

まず資料10-1、これは7月9日に平牧地区センターで行われた情報交換会の資料でございます。

この中で、今までと変わった部分、新しい説明の部分だけをさせていただきます。今回の情報交換会では、トンネル工事について、それから区分土仮置き場についての説明が加わっておりますので、その部分だけ説明をさせていただきます。

まず、10-1のページで19、20をごらんください。

こちらでトンネルの工事の概要が示されてございます。工法としては、NATM工法といって、ロックボルトを差し込んでセメントミルクを注入することによって地盤と一体化させるといことでトンネルを掘っていく工事でございます。この工法については、市道56号と同じでございます。

21ページをごらんください。

工程表なんですけど、トンネルの掘削は2020年の春から、4月から7月ごろとお聞きしておりますが、トンネルの掘削作業に入ります。それで、2023年（令和5年）にトンネルを掘り終わるとい計画でございます。

24ページをお願いします。

トンネルの工事車両の運行計画では、令和3年から令和5年（2021年から2023年）の間に、トンネルの掘削残土のピークを迎えまして、1日に往復で450台のトラックが走るということになります。この緑色のものが資機材運搬ということで、日往復100台という計画になっております。

26ページをごらんください。

今までトンネルの残土については、発生土置き場が決まっていなかったけれども、今回、県道多治見白川線の途中にあります大森新田交差点よりも南のほうにあります、八洲というところが今土砂取りをやっておるんですけども、そこに当面10万立米なんですけれども、そこに置くということが説明されました。

続きまして、37ページをお願いします。

37ページに、中央新幹線第一中京圏トンネル（大森工区）のトンネルの平面図と、その下に断面図というか、縦断図が示されておまして、大まかな地層が示されております。この中で、皆さん心配されます美濃帯というのがブルーのところになります。黄鉄鉱等が含まれる地層というのが、この黄色と濃い青の部分、これは久々利の一番終わりのほうなんですけれども、中京圏トンネルの一番品川方面寄りなんですけど、こちらのほうに砂岩とか泥岩とかの中に含まれている可能性が高いとお聞きしております。

続きまして、42ページをごらんください。

こちらが発生土と書いてあるんですけど、今後は区分土となるんですけども、区分土仮置き場の管理計画でございます。これは、市道56号線の土を埋め立てた可児市の公共残土置き場の上にさらに堆積、仮置くという計画でございます。

1枚めくっていただきまして、43、44ページをごらんください。

区分土の下に、地盤にしみ込まないように、下の部分に底版部拡大図というのがあって、下ですけども、遮水シートを敷きまして、その上にアスファルト舗装をするという計画で、下にしみ込まないようにするとともに、区分土の上には遮水シートを敷いて、雨水と区分土が触れないようにするという計画でございます。遮水シートの上に降った雨につきましては、周りの側溝に落ちまして、下流に排水するという計画です。

それからその下、44 ページのほうなんですけど、区分土の中に含まれる水分については、区分土、左側の図面の中の赤い点々のところに有孔管を配置しまして、集水タンクのほうに集水します。この集水タンクの中にたまった水については、自然由来の重金属等の濃度試験を行いまして、排水基準を満たさないものについては、そのまま産業廃棄物として処分、それから満たすものについては、pHと、SSと言われておる浮遊物質の試験を行いまして、満たさない場合については濁水処理、それからpHの中和を行いまして、放流ということになります。

48 ページをお願いします。

48 ページのところに、今までの説明にはなかったところがありますので、説明をさせていただきますと、発生土仮置き場の対応方ということで、一番上で、発生土仮置き場からの土の搬出ということで、車両基地や変電所など自社用地内に搬出し、遮水構造による封じ込めを行いますという説明がございます。

それからその下、期間ということで、トンネル掘削工程の発生土量の見きわめを考慮し、5年を想定しています。それから、降雨時の作業ですが、降雨時は、運搬・造成作業は行いませんということになっています。それから、下のほうに異常時の対応ということで、万が一、基準値を超過するような場合については、原因究明し、仮置きしている土を撤去するなどの対応を実施するとともに、行政及び地元役員様に速報しますということが記されてございます。

続きまして10-2、令和元年8月26日に、トンネル工事や仮置き場についての2回目の情報交換会が開かれましたので、その内容を説明します。これも変わった部分だけを説明します。

5 ページをお願いします。

こちらに、区分土仮置き場の構造計画ということで、こちらに赤の斜線の部分が、これがトラックが搬入してくる経路を示しています。区画①から区画⑧まであるんですけども、区画①から順番に埋めていくというふうに聞いております。

それからその下、6 ページなんですけれども、区画があるんですけども、区画ごとの境に小堤（コンクリート）というのをつくります。これは、区画①に例えば置いたものの中に含まれる水が区画②のほうに逆流しないように、この小堤を設けるという計画でございます。

それから、7 ページに集水タンクの構造が示されてございます。

それから、8 ページには、区分土仮置き場に堆積していく様子が示されております。1の仮置き途中のところにつきましては、まず上まで計画の高さまで積む前までは、当面はグラウンドシートというものを上に敷きます。それから、2の仮置き完了のところなんですけれども、完了した場合は遮水シートを施工しまして覆います。それから、その次3番目、区画②の仮置き途中の図面でございます。区画②に堆積するときには、その作業中にはグラウンドシートを上を敷きながら工事を行います。最終、区画②が終わった段階で、区画②の上にも遮水シートを敷くということになっております。

それから、9ページをごらんください。

9ページの一番上の区画①仮置き途中という図面なんですけれども、グラウンドシートの1枚当たりが20メートル掛ける20メートルですので、区画①全部を1枚で覆い切れないので、ラップを1メートルさせて、ラップ箇所にはウエートを設置するという方法で行います。それから、区画①の仮置きが完了したときには、今度は遮水シートを置くんですけれども、遮水シートは2メートル掛ける20メートルの大きさですので、2メートルおきに、緑の点線の部分がラップする部分なんですけれども、ラップする箇所を20センチとって、ラップするところについては熱で溶着させるということで一体化させるということで、何枚かの遮水シートで覆うということでございます。

それから、11ページをお願いします。

11ページには、工事ヤード及び仮置き場のモニタリングの方法が示されております。この黄色のところは、周辺環境水の調査ということで、月1回調査を行うところでございます。調査項目については下の表に載っております。それから観測井ということで、赤い丸のところは、観測井戸を掘りまして、それぞれ上流・下流を掘って水質の差を調べるということで、観測井を掘ります。それから、緑の四角のところは大気環境を測定するところというふうにお聞きしております。

それから13ページをお願いします。

13ページにつきましては、第1回目の情報交換会のときに、ため池等にたまった泥についても調査を行ってほしいという意見がございまして、JRのほうで泥の検査を行うということで、沈砂池、三ツ池上ため池、大森川で底の泥の調査を行うというふうにしております。説明は以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） この件につきまして御発言ある方。

○委員（伊藤健二君） 一番心配しているのは、雨水が仮置き場、区分土を仮置きしていくプロセス。一瞬で済む作業ではなくて、トラックで積んできて、置いて、そして順番に積んでいく。トラックが出入りしているとき、持ち込んでくる量によって、その時間や必要な作業量というのは大いに変わるわけですが、ほぼ一定量、コンスタントに出るとは思えませんけれども、作業ヤードから隣の山越えして持ってくる、トラックで運ぶということがわかっているから、運び出せば一定量たまった量は運んでくると思うんです。その間は遮水シートをかけていない。ですから、当然、そのときに急に雷雲が発生して、昨日みたいにどかんと来れば一定量その区分土に吸い込まれる。吸い込んだのは吐き出すように処理がしてあるというように説明を受けましたけれども、当然雨水がもろに落ちて、直ちに出るとは思いませんが、一定の時間をかけて浸透し、それが溶かし出す、溶出させるような、美濃帯に関しては溶け出させていくという危険が指摘されているわけだから、それについて、大量の雨に対する対策は不十分じゃないかという気がするんですけど、その辺はどういうふうに市のほうは感じ、受けとめておられるんですか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） このグラウンドシートの期間がなるべく短くなるようにJRも

考えてみえまして、まず、工事ヤードの屋根つきのピットの中に3,000立米程度ためられる  
そうで、そこにためまして、この区画の①②、それぞれ約3,000立米程度たまるということ  
で、区分土が出てきたら常時そこに持っていくと。常に長い期間持っていくというのではな  
くて、遮水型の工事ヤードのピットの中に、ずうっとある程度ためまして、たまったら一気  
に持っていくと。1日では持っていけないと思うんですけども、なるべくグラウンドシー  
トをかけておく時間というのを短縮したいというふうに聞いております。この1メートル、  
ラップさせて、おもりを置くというやり方で防げるのかどうかというのは、私は何とも言え  
ないんですけども、JRはそれで防げるというふうに、大雨のときでも水がしみ込まない  
というふうに考えておられるようです。

○委員（伊藤健二君） 雨が降るときには、常にシートがかけてあるという状態にするという  
ことなんですね。つまり、晴れ間を選んでこの作業に入り、急な雨が降ろうとも、作業を中  
止して直ちにかけるんだと。かけた雨水は適正に流せるけれども、それはため置き場でチェ  
ックをして、雨水処理は確実に処理していくということを説明しておるんですね。ひとまず  
はおしまい。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしかったですか。

○委員（伊藤 壽君） 1つだけ確認しておきたいんですけど、まだ要は、トンネルの掘削土  
というか排出土ですか、掘った土をどこへ捨てるかというのは、まだこの10万立米だけな  
んですよね。それで、それより先にこの要対策土、要は区分土というのは、ほとんどこれは  
進んでいっていますけど、それって、こっちだけ進んで、トンネルからの掘削土をどこへ持  
っていくというのを決めないと、なかなかこんなものって進まないんじゃないかと思うん  
ですけど、その辺どこへ処分されるかというのは、情報としては持っておみえじゃないですか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 可児市内から出る120万立米のうちの、10万立米の置き場  
のみしか決まっていないというふうにお聞きしております。それを超えたら、10万立米を  
超えた時点で、置き場がなければ工事がとまると思いますけれども、JRのほうはまたどこ  
か探すと思います。以上です。

○委員（伊藤健二君） 笹洞ため池の横につくる工事ヤードについては、そこへ降った雨水も、  
それから地下水をくみ上げた湧き水も湧水もみんな含めて、向こうへ戻している分は、それ  
はそれで処理されたとして環境へ放出する、いわゆる処理水はチェックされて、かつpHに  
異常があれば、酸・アルカリに異常があれば対処していくと。それは施設のつくるとい  
うことがわかっているんだけど、隣の三ツ池ため池の上流部に設置をするいわゆる区分土、要  
対策土の積み上げ、今のところ3,000立米量を運んできて、積み上げて、シートをかける  
というんだけど、そこが何らかの状態、大型台風も含めて、あらゆる状況が想定されるので、  
そうなったときにやっぱり相当雨がしみ込む。しみ込んだのをもう一遍どうするんですか。  
そこで滝ヶ洞の知らずに積んでしまって、後から出てきて、酸性水が出て、重金属が大量に  
溶け出して、アルミも含めて真っ白けにため池になったというあの事件と同様のことが起き  
ないという保証はどうやったらできるんですか。あそこにもう一つ処理施設をつくるという

ことですか。あそこというのは三ツ池のほう。笹洞は了解している、だけど、あちはどうなんですか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 今は雨水に触れないという前提でシートをかけているんですけども、仮に触れた場合につきましては、集水タンクに落ちまして、集水タンクの中の水につきましては、検査を行いまして、排水基準に満たなくとも産業廃棄物として処理をされます。それから、オーケーなものについてはそのまま流すと、排出するというようにされるという計画で聞いております。

○委員（伊藤健二君） いや、それは当然そうしてもらわなきゃいけないんだけど、大量の雨が、時間雨量 120 ミリが降っちゃったと。川のほうは、この前の話で 240 ミリまでは受け流せるからいいけど、そこへ流す前の三ツ池ため池周辺に降ったのが、シートの上にも降って、当然量も流れるから、次から次へと流れ込んでくるわけですよ。そのときに、その中に、初めはわずかずつだろうけれども、しみ込んで溶かし出した酸性水がまじり込む可能性があるわけですよ。大量の雨が降っていて、その雨水は、集水タンクからさらに放流して、回していかなきゃいけないんだけど、そこで問題のある成分を除去するという作業は、そういう装置がそこにつくられるのかということを知っているんです。それはどうなんですか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） つくりません。問題のあるのは、産業廃棄物として、どこかに運んで、処理がされるということになると思います。その場で処理を行うということはないです。

○委員（伊藤健二君） だけど、それは要対策土を積み上げるわけですよ。健全土、仮に問題のない土は 10 万立米、向こうのほうへ、八洲が今山を削っておるところへぼーんと積むと。それはそれでとりあえずいいということにしましょう。地崩れの問題は別にして。

だけど、区分土、要対策土については、工事ヤードで掘ってきて、出して、そこで調べたけれども、これは問題だということで、とりあえず 3,000 立米ずつ運ぶわけですね。適正な処理をしないかん。どこかへまとめて埋めるか、午後から見学させてもらうあそこへ持って行って処理をするか。もしくは、それをやる前に雨水がかかってしまって、大量の雨で。台風でかきまぜられて、ビニールシートがめくれちゃったと、雨が大量にかかっちゃったといったら、そこで汚染がスタートしてしまう引き金になっちゃう可能性があるわけですよ。

16 年前のときは、そうなることを想定せずに積み上げてみたら、そこから大量のものが出たということで、酸性水問題として今に引き継がれているわけだから、そうさせないための処理を、慌てて事が起きてからつくるということではもう間に合わないよ。だって、そこには問題のある、酸性化することがわかっている土を固めてあるわけだから。だったら、そういうことも含めて三ツ池の周辺の養生処理をしないと、初めから。万全なんて言えないと思いますけど、そこは大丈夫なんですか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 区分土に万が一大量の雨がいったとしても、そこからしみ出してくるのは下流に落ちないような構造にしてございます。この J R で、全部 20 立米の容量の集水タンクの中に少しずつしみ出してくるので、下流の一般のところには、自然界には

出ないという構造にしてあるというふうに説明を聞いております。そこの悪いものは、全部そのタンクの中にたまっていくというふうに聞いております。

[発言する者あり]

○建設部長（丹羽克爾君） 48 ページにも書いてございますけれども、異常時の対応は、また当然その災害といいますか、異常の程度によって変わってくると思いますので、当然、熊谷組は現場、ヤードのほうにいつも常駐しておりますので、臨機応変に行われると思います。

また、こうした仮置き場の対応につきましては、県の専門家の意見を聞いた上で、県が許可をして、この対策についてお墨つきをつけていただくということになると思いますので、そういった異常時のことも踏まえた対策であるというふうに考えております。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

この件につきましては、当委員会でも随時またしっかり対応していくようにしていきたいというふうに思っておりますので、また委員の皆さん、いろんな御指摘がありましたら、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次に移らせていただきます。

(10) 大森字奥山地内（櫛ヶ丘）開発事業についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（吉田順彦君） 報告事項の 10 番、大森字奥山地内、通称「櫛ヶ丘」と言っておりますが、この開発事業について御報告いたします。

大森字奥山地内の宅地造成事業と太陽光発電設備設置事業ですが、6月議会一般質問において安全対策について御説明をさせていただきましたが、残念ながら7月・8月の豪雨時に泥水や土砂の流出がありました。

そこで、現在の工事の状況や防災安全対策などについて御報告をいたします。

まず宅地造成事業でございますが、昨年9月の建設市民委員会で御報告させていただきましたが、事業者がシー・クエンス株式会社、開発面積 8.4 ヘクタールに 125 戸の住宅団地の造成工事を行っております。

許可関係としましては、お手元資料にありますように、可茂農林事務所林業課所管の林地開発許可と可児市所管の都市計画法の開発許可に基づいて行っております。

全体工事を2期に分けて行う計画ということで、3枚目にあります図面の住宅造成シー・クエンス、このエリアを縦に切ったような西と東という形で1期・2期と分けておりますけど、西側のほうが1期工事でございます。

現在、その1期工事のほうですけれども、道路側溝や宅盤の造成はほぼ終了しまして、上下水道及びガス管の布設中で、10月ごろに完了予定です。第1期工事分の雨水排水につきましては、その大半が桂ヶ丘の調整池に接続整備予定ですが、工程の都合上、現在まだ接続できず、仮設の沈砂池などで対応しております。

7月18日と8月30日に、10分当たり10ミリを超えるような集中豪雨がありまして、県

道側から泥水の流出や土砂の流出があり、大森新田交差点が冠水しました。現場は、業者の手により洗浄や土砂の撤去が行われました。今後の対策としましては、仮設の沈砂池の再整備と、早期に桂ヶ丘調整池へ接続整備できるように指導することと、市・県によるパトロールを引き続き行ってまいります。

2期工事分につきましては、流域が違いまして、東側の南側のほうに落ちるようになってはいるんですが、現在の現場内の仮設の沈砂池などで対応できておりますので、こちらも工程に合わせた監視、指導を行ってまいります。

次に、太陽光発電設備設置事業でございますが、事業者がエコテック株式会社で、開発面積 4.8 ヘクタールに、2,074 キロワットの太陽光発電設備設置の造成工事を行っております。

許可関係としましては、これもお手元資料の可茂農林事務所林業課所管の林地開発許可に基づいて行っております。

現状としましては、造成工事がほぼ終了しまして、太陽光発電パネルの設置、及び本日現在は調整池の最終整備中ございまして、この調整池につきましては9月 14 日までに完了予定で進めております。

災害記録ですが、調整池・沈砂池施工準備中の7月2日に、10分当たり19ミリの集中豪雨で泥水が市道27号線の歩道に流出し、歩行者に支障がありました。その後、調整池・沈砂池及び排水路の施工中の7月18日と8月30日に、これも10分当たり10ミリを超える集中豪雨がありまして、のり面崩壊による土砂が同じく市道27号線の歩道に流出し、特に8月30日は小学生の通学にも支障が出ました。いずれも、現場は業者により対処いたしました。

市からの指導はもちろん、今回は林地開発許可権者であります可茂農林事務所林業課からも現地確認、及び7月18日は午後10時に現地にて口頭指導、8月30日は午後6時に事業者を可茂農林事務所呼び出し、可茂農林事務所長から文書による指導を行っております。

今後の対策としましては、現在の調整池・沈砂池完成に向けて工事を行っていますが、その他の災害対策を含めた工事の早期完成に向けた指導など、事業完了まで市・県によるパトロール及び指導を行っていきます。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） この件につきましてよろしかったですか。

○委員（伊藤 壽君） 注文を出しておきますが、ここに市・県によるパトロール及び指導とありますけど、やはり発生する前というか、もうちょっと迅速な対応をお願いしたいと思います。まだまだこれから台風シーズンですので、こういった事象が発生しないとは限りませんから、もうちょっと素早い対応というか、あらかじめの対応もきちっと指導とパトロールをお願いしたいと思います。

○委員長（澤野 伸君） つけ足しで。

○委員（川上文浩君） 私もあそこをよく通るんですね。今も現状を見ても、出入り口のところに土のうが積んであるような状況の中で、登り口にずっと沿った側溝は整備されたのかもしれないけれども、あれで大丈夫なんですか。今後、大きい台風も今近づいてくるよう

な状況でもあるわけですがけれども、あんな対応で、このような特に太陽光のところなんかは3回、こういった災害を誘発するようなことをして、今の現状を見て、中は入っていけないので、今現状あそこは。見せてくれないようなことは言っていましたけれども、それは絶対大丈夫なんですかということをお聞きしたい。我々でチェックできないものですから。

○**建築指導課長（吉田順彦君）** 太陽光のほうにつきましては、林地開発のほうの許可要件にない沈砂池・調整池を任意設置ということで、量的には、必要量はチェックいたしておりますので、完了すれば大丈夫というふうに認識はしております。急な雨とか、そういうときには職員をすぐに現場のほうへ向かわせておりますので、あと少しで完成するかと思っておりますので、何とか早く終わってほしいと思っております。

○**委員（川上文浩君）** でもあれ、最終形どんな形になるか、僕、想像がつかないんですけれども、今後もしもでき上がったとしても、物すごく心配な状況なんじゃないかなあというふうに思います。今の現状、奥のほうに太陽光をつけて、出入りすることが必要なくなっちゃうよね、設置しちゃうと。もっと何か荒廃してくるような気もするし、多分大森湿地はもう見る影もないような状況なんじゃないかなあというふうな気もするし、そういった部分では3度も起きていて、もう一回起きた場合には、市はともかく、県のほうの責任は重大ですよ、これ。だから、その責任追及をしっかりと県のほうにしていかないと、許認可と監督は、林地開発許可は全部可茂農林事務所の林業課ですから、これはもうちょっと議会としても申し入れをするとか、得意の参考人招致で県の職員を呼ぶとかいうぐらいのことはしていかないと、もう一回起きたら、本当に何をやっているんだという話になりますからね、今後起きた場合には。その辺のところ、課長さんどうですか。県にですよ、要は。

○**建築指導課長（吉田順彦君）** 今御指摘のことですけれど、3回目が起きたときに、かなり強いことを県のほうにも要望いたしまして、事務所長みずから文書による指導というところまでは行ってもらいましたので、雨が降ったときなんかは、私どもも現場へ行きますけど、県のほうも結構現場に来ておりますし、情報交換はし合っておりますので、そんなことがないようにということで業者のほうを指導していきたいと思っております。

○**委員長（澤野 伸君）** 他に御発言はよろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件につきましては終了とさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩といたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午前 11 時 48 分

○**委員長（澤野 伸君）** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5. 協議事項に入らせていただきます。

前期の委員会からの引き継ぎ事項及び所管事務事業の調査研究課題についてを議題とさせ

ていただきます。

お手元にお配りいたしました資料ナンバー12、私のほうから建設市民委員会活動スキーム（案）を出させていただきます。前期の建設市民委員会の引き継ぎを踏まえまして、課題事項7件、重要課題ということで明記させていただきます。活動内容、スケジュール等につきましては、このように御提示をさせていただきます。これを踏まえまして、さらに一般質問、決算審査等経過しておりますので、調査・検討に加えるべきということがもしあれば御指摘をいただきたいというふうに思っております。

委員の皆さんの御発言を求めたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

今、十分だとぼろっと聞こえてきましたけれども。

〔挙手する者なし〕

それでは、随時また問題等の発生がありましたら、検討課題に追加させていくということをお願いしたいというふうに思っております。また、各種団体との懇談会もしっかりやっていきたいというふうに考えておりますので、委員の皆さんの御意見をいただいて前に進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、このような形で今期を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、次に移らせていただきます。

行政視察につきましてでございます。

資料ナンバー13をごらんください。

日程につきましては、11月5日・6日、火曜日・水曜日を提示させていただきます。

視察内容でございますが、事前に多くの視察内容をいただいておりますけれども、各先方とのやりとりの中で、ちょっと受け入れが困難という回答もいただいた部分がございます。岩手県紫波町、オガールプロジェクトを最初に、ここを中心としながら視察内容を構築していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

これについて何か御意見ありますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それから、今、オガールプロジェクト、名前をちょっとぱっと聞いてもわかりませんが、御提示いただいた川上委員もしくは事務局で説明をいたしますけれども。

○委員（川上文浩君） オガールプロジェクト自体の資料を持っていないでごめんなさい。

我々、今、地区センターの拠点化とか、いろんなさまざまな子育て健康プラザ マーノとか、いろいろやっているんですけれども、この紫波町のオガールというものは、1カ所にいろんな施設を集めた中で、拠点化も含めた町を挙げてのいろんなものを、そこに機能をつけ足しながら、環境ですとか、いろんなものに対応していくような一元的なものできていまして、そういった意味では、今後の可児市のそういった施設のあり方なんかを見るために、

町ではあるんですけれども、非常にコンパクトにまとめて機能させているというところですので、これは見る価値があると。

もともと紫波町は、環境問題には物すごく取り組んでいるところでありまして、こういった岩手県の山奥といったら失礼なんですけれども、今後のこの地域の紫波町自体のあり方も含めた中で、コンパクトにそういった施設をまとめることによって機能を充実させているというところなので、一度行ってみたいなあというところで提案させていただきました。

詳細は、ちょっとホームページ等で調べていただくと、今ちょっと資料を出していませんので、申しわけないんですけど。

○委員長（澤野 伸君） 済みません、ちょっと事務局のほうもまだもう一件、今準備にかかっておりまして、ある程度出そろった段階で皆さんに資料を御提示させていただきますので、よろしくをお願いします。

今、川上委員から御説明ありましたけど、特に。また随時準備して、皆さんには御提示させていただきますので、お願いいたします。

今、もう一件のほうにつきましては、正・副委員長で今探しておりますので、もし何かアドバイスいただけたら幸いですので、紫波町を中心としながら半径何キロ以内というような制約がありますけれども、よろしくお願いたいなあと思います。また決まり次第、早目に皆さんには内容について御提示いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上で本日の建設市民委員会の案件は全て終わりました。

これで建設市民委員会を閉会させていただきます。よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

ありがとうございました。

閉会 午前 11 時 53 分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月12日

可児市建設市民委員会委員長